

改正

平成24年 9 月13日告示第128号
平成25年 8 月26日告示第146号
平成26年 3 月31日告示第49号
平成26年 6 月26日告示第131号
平成26年12月25日告示第200号
平成28年 8 月25日告示第194号
平成30年 8 月27日告示第244号
平成31年 3 月25日告示第85号
令和元年 8 月26日告示第54号
令和 2 年12月25日告示第392号
令和 3 年 6 月11日告示第274号

鹿屋市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、青年の就農意欲の喚起及び就農後の定着並びに青年就農者の増大を図るため、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対し、予算の定めるところにより鹿屋市農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年 4 月 6 日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第 2 条 資金の交付を受けることのできる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1） 鹿屋市内に居住し、又は市内で営農する者で、中核的農業者となり得るもの
- （2） 原則として、独立・自営就農時の年齢が50歳未満であり、農業経営者となることに強い意欲を有していること。
- （3） 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
 - ア 農地の所有権又は利用権を有していること。
 - イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有している、又は借りていること。
 - ウ 交付対象者の名義で、生産物、生産資材等を出荷・取引すること。
 - エ 農産物等の売上げ、経費の支出等の経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 農業経営に関する主宰権を有していること。
- （4） 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地及び資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると認められること。ただし、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする（なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、前号ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、同号ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。）。
- （5） 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること（交付期間中に、基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合を除く。）。
- （6） 青年等就農計画が次に掲げる基準に適合していること。
 - ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン及び農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- （7） 人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられていること、若しくは位置付けら

れることが確実に見込まれていること、又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

- (8) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による交付等を受けておらず、かつ、原則として国要綱に基づく農の雇用事業による助成金及び経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けていないこと。
 - (9) 国要綱に定める月以後に農業経営を開始した者であること。ただし、経営開始4年目以後の者が申請する場合は、国要綱に定める中間評価の基準に準じて経営開始3年目に評価を受け、A評価となった者に限る。
 - (10) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設の気象災害等による被災に備え、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険及び施行業者による保証等に参加している、又は加入することが確実に見込まれていること。
 - (11) 前年の世帯全体の所得が600万円以下（被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認められるときは、この限りでない。
 - (12) 地域における将来の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- （資金の額及び交付期間）

第3条 資金の額は、経営開始1年目から経営開始3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以後は交付期間1年につき1人当たり120万円を交付する。ただし、令和2年度までに承認された交付対象者については、交付期間1年につき1人当たり350万円から前年の総所得（農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く。）を減じた額に5分の3を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

2 前項ただし書の場合において、前年の総所得額が100万円未満の場合は150万円を交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、次に掲げる要件を全て満たす場合は、夫婦合わせて前2項で算出した額に1.5を乗じて得た額（1円未満切捨て）を交付する。

(1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借用していること。

(3) 夫婦共に人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられていること、又は位置付けられることが確実に見込まれること。

4 資金の交付期間は最長5年間（経営開始後5年目の年度まで。）とする。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられていること、又は位置付けられることが確実に見込まれる場合に限る。）にそれぞれ第1項及び第2項により算定される額（以下「算定額」という。）を交付する。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者（当該農業者が算定額の交付を受けている場合は、経営開始後5年目の年度を超えている農業者）が農業法人の役員に存在する場合は、当該農業法人に属する役員は交付の対象外とする。

（農業次世代人材投資資金の承認申請）

第4条 資金の交付を受けようとする者は、鹿屋市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(1) 青年等就農計画

(2) 農業次世代人材投資資金申請追加資料（別記第2号様式）

(3) 経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

(4) 経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（市外に住んでいた場合）の写し等））

(5) 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、契約書等の写し（農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類）

(6) 通帳及び帳簿の写し（農産物の売上げや経費の支出が分かるもの）

(7) 誓約書（別記第3号様式）

- (8) 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合に限る。）
 - (9) 前年の世帯全体の所得を証明する書類
 - (10) 夫婦で共同申請する場合は、家族経営協定書の写し
 - (11) 法人として共同申請する場合は、法人登記簿及び定款の写し
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、2回目以降の申請を行う者は、申請書に第8条に規定する就農状況の報告を添えて、市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申請は半年又は1年を単位として行うことを基本とし、申請する資金の対象となる期間の最初の日から1年を超えて申請を行った場合は、既に経過した年数分は対象としない。

（検討会）

第5条 資金の交付の可否、交付金の停止、返還、評価その他必要な事項を協議検討するため、検討会を開催する。

- 2 市長は、次に掲げる者のうちから、検討会への参加を求めるものとする。
- (1) 農林商工部長
 - (2) 農業委員会事務局長
 - (3) 農林水産課長
 - (4) 畜産課長
 - (5) 輝北総合支所産業建設課長
 - (6) 串良総合支所産業建設課長
 - (7) 吾平総合支所産業建設課長
 - (8) その他市長が必要と認める者
- 3 検討会の参加者はその互選により検討会を進行する座長を定めるものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 検討会の庶務は、農林商工部農林水産課において処理する。

（交付決定及び額の確定の通知）

第6条 市長は、前条に規定する検討会の協議検討を経て、資金を交付することを適当と認めたとときは、鹿屋市農業次世代人材投資資金交付決定及び交付確定通知書（別記第4号様式）により申請人に通知するものとする。

（資金の請求）

第7条 前条に規定する交付決定及び交付確定の通知を受けた者（以下「受給者」という。）が資金を請求しようとするときは、請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（就農報告等）

第8条 受給者は、資金の交付期間中、直近の1月から6月までの就農分は7月末までに、直近の7月から12月までの就農分は翌1月末までに、就農状況報告（別記第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、決算書（別記第7号様式）及び所得証明書の写しについては、交付期間中のみ提出するものとする。

- (1) 作業日誌の写し（別記第8号様式）
 - (2) 決算書及び所得証明書の写し（7月末の報告に限る。）
 - (3) 通帳及び帳簿の写し
 - (4) 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、契約書等の写し（2回目以後の報告において、契約書の写しの提出を省略することができる。）
- 2 交付期間終了後の5年間、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（独立・自営就農）（別記第8号様式の2）を市長に提出しなければならない。
- 3 受給者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1月以内に住所等変更届（別記第9号様式）を、農業経営を中止し、離農した場合は、離農届（別記第9号様式の2）を市長に提出しなければならない。

（就農の確認）

第9条 市長は、前条の規定による就農状況報告を受けたときは、関係機関と協力し、資金を交付している期間において、受給者が青年等就農計画に即して計画的な就農ができているか実施状況

を確認し、必要な場合は、関係機関と連携して適切な指導を行うものとする。

2 前項の確認は、就農状況確認チェックリスト（別記第10号様式）により次のとおり行うものとする。

（1） 受給者と面談し、青年等就農計画の達成に向けた取組状況を確認する。

（2） ほ場を確認し、次の事項について確認する。

ア 耕作すべき農地が遊休化されていないこと。

イ 農作物を適切に生産していること。

（3） 作業日誌、帳簿等の書類を確認する。

（交付の中止届）

第10条 受給者は、資金の受給を中止する場合は、市長に中止届（別記第11号様式）を提出しなければならない。

（交付の中止）

第11条 市長は、受給者から前条の中止届の提出があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止するものとする。

（1） 第2条の要件を満たさなくなった場合

（2） 農業経営を中止した場合

（3） 農業経営を休止した場合

（4） 就農報告等を行わなかった場合

（5） 就農状況の現地確認等により、次に掲げる場合その他適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

ア 青年等就農計画の達成に必要な経営資産を縮小した場合

イ 耕作すべき農地を遊休化した場合

ウ 農作物を適切に生産していない場合

エ 農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合

オ 市長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合

（6） 受給者の前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合（令和2年度までに承認された受給者は受給者の前年の総所得（資金は所得から除く。）が350万円以上であった場合）。ただし、当該所得が600万円を超えた場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき事情があると市長が認める場合を除く。

（7） 第5条の検討会における意見聴取の結果、市長が中止相当と判断した場合

2 前項の規定にかかわらず、同項第6号の場合において、受給者の前年の総所得が600万円以下となった場合（令和2年度までに承認された受給者については、総所得が350万円を下回った場合）は、翌年から交付を再開することができる。

（交付の休止届及び再開届）

第12条 受給者は、病気その他やむを得ない理由により就農を休止する場合は、市長に休止届（別記第12号様式）を提出しなければならない。この場合において、休止期間は原則1年以内（受給者が妊娠、出産又は災害により就農を休止する場合は3年以内）とする。

2 前項の休止届を提出した受給者は、就農を再開する場合は、経営再開届（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の休止）

第13条 市長は、受給者から前条第1項の休止届が提出された場合において、やむを得ないと認めたときは資金の交付を休止するものとする。

2 市長は、受給者から前条第2項の規定による経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開するものとする。

（資金の返還）

第14条 受給者は、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める資金を返還しなければならない。

ただし、第1号に該当する場合にあって、次条の申請により、病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りでない。

（1） 既に交付した資金の対象期間中に、第11条第1号から第5号までの規定に該当した場合当該要件に該当した月以後の対象期間の月数分の資金（この場合において、月単位で返還すること。）

(2) 虚偽の申請等を行った場合 資金の全額

(3) 平成30年度以前に採択された受給者で、親族から賃借した農地が主であり、資金の交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合 資金の全額
(返還免除)

第15条 受給者は、前条ただし書に規定する病気、災害等のやむを得ない事情に該当し、資金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（別記第14号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。

附 則（平成24年9月13日告示第128号）

この要綱は、平成24年9月13日から施行する。

附 則（平成25年8月26日告示第146号）

1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の鹿屋市青年就農給付金（経営開始型）給付要綱の規定は、平成25年度分の給付金から適用する。

2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

附 則（平成26年3月31日告示第49号）

1 この要綱は、平成26年3月31日から施行し、改正後の鹿屋市青年就農給付金（経営開始型）給付要綱の規定は、平成26年2月6日から適用する。

2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

附 則（平成26年6月26日告示第131号抄）

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日告示第200号）

1 この要綱は、平成26年12月25日から施行し、平成26年9月30日から適用する。

2 この要綱の適用の日前に、この要綱による改正前の鹿屋市青年就農給付金（経営開始型）給付要綱の規定により承認された経営開始計画に係る事務については、なお従前の例による。

附 則（平成28年8月25日告示第194号）

1 この要綱は、平成28年8月25日から施行し、改正後の鹿屋市青年就農給付金（経営開始型）給付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

2 改正後の要綱第3条及び第11条の規定は、平成27年3月19日以降に鹿屋市青年就農給付金（経営開始型）の給付対象者となった者に適用し、それ以前に給付対象となった者については、なお従前の例による。

3 改正後の要綱第4条の規定に定める青年就農給付金（経営開始型）給付申請書は、平成27年3月18日以前に給付対象者となった者については、従前の様式により申請できるものとする。

附 則（平成30年8月27日告示第244号）

この要綱は、平成30年9月1日から施行し、改正後の鹿屋市青年就農給付金（経営開始型）給付要綱の規定については、平成30年9月1日以後の鹿屋市農業次世代人材投資資金から適用する。

附 則（平成31年3月25日告示第85号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月26日告示第54号）

1 この要綱は、令和元年8月26日から施行する。

2 改正後の鹿屋市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に給付対象者になった者に適用し、同日前に給付対象者になった者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月25日告示第392号）

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

附 則（令和3年6月11日告示第274号）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。